

陳 情 文 書 表

6 陳情第 6 号

学校給食費の無償化を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

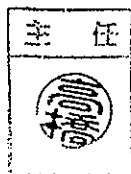
令和 年 3 月 4 日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	代表 水町 里子 <small>こがねい学校給食費無償化を実現する会</small> ほか 47 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 4 日 9:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

学校給食費の無償化を求める陳情書

小金井市教育委員会は一昨年から、物価高騰の影響が出ている学校給食食材費への補助事業を開始していますが、子育て家庭から歓迎されています。

憲法 26 条は「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。ところが自治体は、学校給食法において保護者負担が原則としていることを理由に無償化や負担軽減には消極的でした。最近、国会での文部科学大臣の答弁で、自治体の補助を否定するものではないことが明らかにされ、全国で無償化の動きがひろがっています。

都内でも23区は無償化に踏み出しました。昨年小金井市を含む26市の市長会は、東京都に対し無償化実施に対し全額補助を求める要望書を提出しています。

また東京都はこうした動きを受け、今年1月無償化を実施した自治体に対し2分の1の補助を行うことを明らかにしています。

子どもの栄養状態の改善を目的に、戦後まもなく学校給食は始められました。現在学校給食は「食育」として、人間の生活の基本となる食事、食文化を伝える教育の一環としての位置付けが強調され、子どもの成長と発達を保障する上で重要な役割を持っています。

小金井市の学校給食費（年額）は、小学生低学年 48,509 円、中学年 51,986 円、高学年 55,726 円、中学生 65,388 円です。兄弟姉妹がいる家庭では年間10万円を超えます。

小金井の子どもの成長と発達を促していくためにも、市議会が関係各機関に働きかけるよう陳情します。

1. 国に対し、小中学校給食費の無償化の財政措置を求めること
2. 東京都に対し、多摩地域の財政措置の拡充を求めること
3. 小金井市として市立小・中学校に通うすべての児童・生徒（就学援助対象を除く）の給食費を無料にすること。
4. 不登校の小中学校の児童・生徒に対して支援すること
5. 国立学校、私立学校の小中学校に通う児童・生徒に対して支援すること

以上






こがねい学校給食費無償化を実現する会
代表氏名 水町 里子 小金井市緑町

氏名	住所

※署名は自筆でお書きください。代筆の場合は右端に押印を。この署名は目的以外には使用しません。

主任

 主任


議会事務局		保存	永長	10-5-3-1	収受番号	
6年3月14日		第1ガイド		第2ガイド		
係	主任	係長	次長	局長	委員長	議長
						

21.3D

令和 年 3 月 14 日
 (西暦 2024)

小金井市議会議長

宮下 誠

様



陳情者 住所 小金井市緑町 [Redacted]
 氏名 にかねい学校給食費無償化を実現会
 代表 水町 里子

陳情書の訂正について

令和 年 3 月 4 日付けで提出した陳情書について、都合により下記のとおり
 (西暦 2024)
 訂正したいので申し出ます。

記

- 陳情件名
 ・6 陳情第 6 号 学校給食費の無償化を求める陳情書
- 訂正箇所
 陳情文書表陳情の要旨中

訂 正 前	訂 正 後
低学年 48,509円	低学年 48,059円
中学生 65,388円	中学生 59,940円

陳 情 文 書 表

6 陳情第 7 号

小金井市議会に対し国民年金法が24年分延びる事を削除
する改正を求める意見書を同会に提出するよう求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)




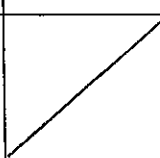





令和 6 年 3 月 5 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

主 任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 5 日 11:20				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							
主 任							
							

副会 小倉市議会の対し、国民年金法が24年改正の趣意削除する改正
を求め意見書と国会に提出するよう求めた附帯案
日本国家は、福祉国家、平和国家であり、徴税国家、戦争国家ではない。
地方自治法第1条の2(地方公共団体の役割)は、「地方公共団体は、
住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と旨を定める。他府
国民年金法24条(受給権の保護)は、「給付を受ける権利は差し押さ
ることではない。ただし老令基礎年金を受ける権利は国程詳細規定
により差し押さる場合はない」と定める。二二条
国民年金は満額年額80万円であるとする。老令基礎年金は満額年額
80万円である。すなわち国民年金法24条は、「国民年金満額年額80万
円は、保護しおろし、税務当局は差し押さるることない。老令基礎
年金は、税務当局は差し押さる。結果的に国民年金は税務当局に
より差し押さる一切保護しおろし」といふものではない。そうすると、
国民年金法24条は、国民年金の受給者を^{与する}法律と言ふのではない。
国民年金満額年額80万円の月額に^{あり}はる7万円の低下を図る。他府
生活保護法で定めた生活保護費の月額に生活扶助費7万8千円
がある。生活扶助費の中味は食料費と水道光熱費である。すなわち
国民年金は日本国民の生計の命綱^{ツギ}である。日本国家は福祉国家であり、
徴税国家ではない。若命綱は継続かつ保護しおろしおろしおろしおろし
するべきと、国会は、国民年金法24条を改正して、^{あり}趣意削除する
義務がある。趣意削除命令を放棄しおろしおろしおろしおろしおろし
した。附帯案は、小倉市議会の対し、国民年金法24年改正の趣意
削除する改正を求め意見書と国会に提出するよう求めた。

以上。 令和6年3月5日
小倉市議会議長 宮下 誠 殿
小倉市 〇〇〇〇 大倉 和彦

陳 情 文 書 表

6 陳情第 0 号

陳情の審議未了処置において議員の恣意的な都合を
 流入させるため要件を作成し、これに基づいて審議予定を求め 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 3 月 21 日
 (西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市豊井町 [REDACTED]
	氏 名	松井 豊 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 3 月 21 日 10:25				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年3月21日

松井 豊

小金井市貫井南町 ■■■■■

件名 陳情の審議未了処置において議員らの恣意的な都合を流入させないため
要件を作成し、それに基づいて審議することを求める陳情書

先般行われた「日野市民に対して誠意を顕わしてください」（＝5陳情第51号）の陳情審査において、宮下委員ならびに遠藤委員は即座に「審議未了を」との発言を行いました。

その後、15分ほどマイクを切った協議ならびに会派に持ち帰った協議（いずれも市民が知りえない状態での協議）で審議未了の合意がなされたようです。

ところでお二人の発言はいたって唐突であり、なぜなら、宮下委員、遠藤委員ともそのような意見を唱えるにいたった理由をまったく述べず、これは採決態度の表明という議員に課せられた責務の遂行において、ご自分たちの都合もしくは裁量によって、いかようにもできるとのお考えであるように見受けられました。

結果的に議会も理由について言及しないまま、当該陳情を審議未了にしたことは本市議員の全てが宮下委員、遠藤委員と同等のお考えにあると推察されます。

しかしながら、その決定プロセスを非公開にした上に理由も述べずに陳情を審議未了したことは、皆様方の秘密の談合による責務のサボタージュ行為ともとれることです。

つきましては、議員各位らの恣意的な都合を審議に流入させないために、審議未了処置を行う際には、事前に要件を明確に規定した上で、必ず適正な理由を付すことを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 9 号

違法行為の放置に賛成した議会ならびに議員各位の
説明責任を問う
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 3 月 21 日
(西暦 2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 3 月 21 日 10:25			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年3月21日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 違法行為の放置に賛成した議会ならびに議員各位の説明責任を問う陳情書

先般、前市長が行った公立保育園廃園条例の専決処分に対し、それは違法であるとの判決が出、市はこれを認めました。

それに先立ち小金井市議会は白井市長が提出した廃園撤回条例案を否決していましたので、これは違法行為の放置に賛成した事であり、小金井市議会ならびに議員各位におかれましては、ことの正邪を判断する能力において著しくそれを欠いていたと言わざるをえません。そもそも議会の議決があるのに違法性が指摘されるというのは余程のことであり、裁判所は小金井市議会における正邪の判断にかかる倫理度を問題視したからこそ、かくのような判決を下したかのようにも見受けられます。

もちろん個々の判断において人間ですから道を誤るというのはありうべきことですが、問題は誤りを犯した後の身の振り方であり、その如何により、その方々の人間性は量られることとなります。

小金井市議会条例には次のような記述があります。

「市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと」
「議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽が求められています」

これによれば廃園撤回条例案を否決した（＝違法行為に賛成した）ことは以下のようなことが問われることになるでしょう。

- ことの正邪を量るにおいて最善の判断および責任ある活動をしたのか
- ことの正邪を量るにおいて市民の負託に応えるための自己研鑽をしていたか
- ことの正邪を量るにおいて判断を見誤ったことに対して説明責任を果たすのか

小金井市においては、ゴミ焼却場の問題でも違法判断が下されておりますが、それを翼賛していた議会から未だなんらの声明もありません。

違法行為を唱導しておきながら、それが暴露された後に反省の色もないことが小金井市議会の特徴なのかもしれませんが、これは人のあり様として範になるものではありません。

つきましては、廃園撤回条例案を否決した（＝違法行為の放置に賛成した）議会ならび議員各位に対し、なぜ正邪の判断において事を見誤ったのか、また、誤りを犯したことに対して、今後、どのような態度で臨んでいくのかについての説明を求めます。